

令和6年度平戸市農業委員会第11回総会議事録

■開催日時：令和7年2月26日（水）午前9時30分～午前10時20分

■開催場所：平戸市役所 3階 大会議室 ABC

■農業委員：19人中16人出席 欠席委員：3番、9番、13番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中14人出席 欠席委員：2番、10番、14番、15番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 度嶋事務局長、浅田次長、寺田班長、金子係長、大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：浅田事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について

報告 第18号 農地法第18条第6項の規定に基づく合意解約について

議案 第53号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第54号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案 第55号 非農地通知申出について

議案 第56号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第57号 第2回農用地利用集積計画（案）について

議案 第58号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

議案 第59号 贈与税及び不動産取得税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
<p>局長</p> <p>事務局</p>	<p>■日程1 開会宣言</p> <p>ただいまから、「令和6年度 第11回 平戸市農業委員会総会」を開会いたします。</p> <p>開会にあたり、会長がご挨拶致します。</p>
<p>会長</p>	<p>■日程2 会長あいさつ</p> <p>皆様、おはようございます。第11回総会にご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、報告2件、議案7件を提案しておりますので、慎重なご審議をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は、議席番号3番、9番、13番の農業委員から欠席する旨の連絡がっております。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>また、推進委員では、2番、10番、14番、15番の委員から欠席する旨の報告がっております。</p> <p>それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名</p> <p>それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号5番委員、7番委員、書記に事務局次長を指名いたします。</p> <p>以上で日程3を終わります。</p>

	<p>■日程4 会務報告</p>
会 長	次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をいたします。
事務局	<p>それでは、議案書の1ページをお願いします。 2月の会務報告をいたします。(2月会務報告を報告) 3月の会務予定を申し上げます。(3月会務予定を報告) 以上で報告を終わります。</p>
会 長	<p>それでは、3月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 2月の総会を令和7年3月25日(火曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会 長	異議がありませんので、3月の総会を令和7年3月25日(火曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において、開催いたします。
	<p>■日程5 議事</p>
会 長	次に、日程5、議事に入ります。
	<p>《報告第17号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について》</p>
会 長	報告第17号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	<p>議案書は2ページ、3ページとなります。 報告第17号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について、今回、1件の申請がっております。 番号1番、届出人は記載のとおりで、届出農地については、朶の原町字吉牟田176番、地目は田で、地積が90㎡、農機具格納庫及びアスパラガス選別所として利用するための農業用倉庫となります。(スライドにより位置、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。</p>
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第17号を終わります。

	<p>《報告第 18 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》</p>
会 長	<p>報告第 18 号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案書は 4 ページ、5 ページとなります。</p> <p>報告第 18 号農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について、整理番号 1 番、貸人、借人については、記載のとおりで、貸借農地は紐差町字菅牟田 1485 番、現況地目は田で、面積は 1,335 m²となります。契約内容は農地中間管理機構を通じた賃貸借権、解約理由は、借人に所有権移転を行うためです。</p> <p>整理番号 2 番、3 番については、ご一読ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「意見なし」</p>
会 長	<p>意見が無いようですので、報告第 17 号を終わります。</p>
	<p>《議案第 53 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</p>
会 長	<p>次に、議案第 53 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 6 ページ、7 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 53 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回、5 件の申請がっております。</p> <p>番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、東中山町字大橋 95 番 1 外 10 筆、地目は田で、地積合計が 7,756 m²、農業経営を後継者に譲るための所有権移転（贈与）です。</p> <p>番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、獅子町字折口 137 番外 4 筆、地目は田・畑で、地積合計が 2,937 m²、経営規模拡大のための所有権移転（売買）となります。</p> <p>番号 3 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、迎紐差町字岡ノ崎 288 番、地目は畑で、地積が 1,163 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>番号 4 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、宝亀町字小松 662 番、地目は畑で、地積が 1,572 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>番号 5 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、獅子町字下り道 2216 番外 3 筆、地目は田で、地積合計が 3,975 m²、農業経営規模拡大のための所有権移転（贈与）となります。</p> <p>（スライドにより位置、現況写真等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
15 番委員	番号 1 番について、譲受人の住所が長崎市であるが、それでよいのか。
事務局	親子間での所有権移転であり、休日などは農作業を手伝っておりますので、許可相当であると判断します。
会 長	他に質疑はありませんか。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 53 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 53 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 54 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第 54 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 8 ページから 9 ページをご覧ください。 議案第 54 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、今回、1 件の申請がっております。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地は、度島町字崎瀬 103 番 1、地目は畑で、地積が 2,120 ㎡、用途は太陽光発電施設、契約は所有権移転（売買）となります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで現地に立ち会われました、関係委員の補足説明をお願いします。
8 番委員	「番号 1 : 補足説明」
会 長	関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」

会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 54 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会 長	<p>異議なしと認め、議案第 54 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
4 番委員	<p>この議案と関係がないですが、今度から地域計画が策定され、農地転用関係にも関わってくると思います。通常なら 2 ヶ月程度で転用が許可されていたが、地域計画の範囲に入っている農地の転用許可はどの位かかるのか。</p>
事務局	<p>地域計画に指定されている農地は、まず地域の話し合いにより指定を外してからの転用となります。また、農振農用地区域に指定されていれば、農振除外に 4 ヶ月程度かかると思いますので、かなりの期間がかかることとなります。</p> <p>《議案第 55 号 非農地通知申出について》</p>
会 長	<p>次に、議案第 55 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 10 ページから 11 ページをご覧ください。 議案第 55 号、非農地通知申出について、今回、1 件の申出がっております。 番号 1 番、申出人は記載のとおりで、申出を受けた土地については、木ヶ津町字釜蓋 207 番イ外 2 筆、地目は田で、地積合計が 1,859 m²となります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで現地に立ち会われました、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
7 番委員	「番号 1 : 補足説明」
会 長	<p>関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	「質疑なし」
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 55 号について、原案のとおり非農地として判断することにご異議ございませんか。</p>

委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 55 号について、原案のとおり非農地であると判断します。
会 長	《議案第 56 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》
会 長	次に、議案第 56 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 12 ページから 13 ページをご覧ください。 議案第 56 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、去年の農地利用状況調査において再生利用が困難な農地として判断された農地となります。今回、18 筆となります。 (スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 56 号について、原案のとおり非農地に該当することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 56 号について、原案のとおり非農地と判断します。
会 長	《議案第 57 号 農用地利用集積計画（案）について》
会 長	次に、議案第 57 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書 14 ページから 15 ページとなります。 議案第 57 号、農用地利用集積計画（案）について、項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による使用貸借となります。 整理番号 1 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。

事務局	<p>権利対象の土地は、田平町岳崎免字山久吹 488 番、現況地目は田で、面積が 685 m²、設定する権利については、記載のとおりとなります。</p> <p>合計で件数 1 件、筆数 1 筆、合計面積 685 m²となります。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりました、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 57 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 57 号について、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案第 58 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》</p>
会長	<p>次に、議案第 58 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 16 ページから 18 ページとなります。</p> <p>議案第 58 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について、項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借の設定（借受・転貸一体型）となります。</p> <p>整理番号 1 番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。</p> <p>権利を設定する土地は、大久保町字東田ノ浦 67 番、現況地目は田で、面積が 2,195 m²、設定する権利については、記載のとおりとなります。</p> <p>合計で件数 1 件、筆数 1 筆、合計面積 2,195 m²となります。</p> <p>説明は以上となります。ご審議のほどお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりました、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>

会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第58号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会 長	<p>異議なしと認め、議案第58号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第59号 贈与税及び不動産取得税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について》</p>
会 長	<p>次に、議案第59号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第59号贈与税及び不動産取得税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について、議案の説明は19ページ、20ページとなります。</p> <p>農地の生前一括贈与に伴う贈与税及び不動産取得税の納税猶予を受けている受贈者は、3年毎に税務署及び長崎県に納税猶予継続適用届出書の提出が義務付けられています。</p> <p>また、この届出書に添付する書類として、引き続き農業経営を行っている旨の証明書が必要になります。</p> <p>証明書を発行するには、農業委員会の総会での議決が必要になることから、証明をお願いするものです。</p> <p>整理番号1番の地区、受贈者の住所・氏名、贈与者氏名、贈与年は記載のとおりです。</p> <p>農地台帳及び名寄帳、農地地図をもとに、ご本人とも確認しております。</p> <p>整理番号1番につきまして、対象農地面積は、20,097.84㎡で、その内、利用状況調査におきまして、B判定が5,850㎡であります。このB判定農地につきましては、自己保全を行うよう指導しております。</p> <p>また、2月17日に生月地区委員及び事務局で現地確認を行いました。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりました、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし」</p>
会 長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第59号について、原案のとおり決定し、証明することに、ご異議ありませんか。</p>

委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 59 号について、原案のとおり決定し、証明いたします。
	■日程 6 閉会
会 長	以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和 6 年度平戸市農業委員会第 11 回総会を閉会いたします。

閉会時刻：10時20分

議長

印

議事録署名人

議席番号5番委員

印

議席番号7番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	5	岡村勝彦
	17	前原正行
	16	寺田俊雄
	8	神田孝夫
	4	榊屋可恵
中部	7	川上武夫
	14	塚本憲章
	6	松山矢市
南部	18	青崎日出男
	1	山口隆徳
	9	針尾庄作
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	13	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	2	川尻修治
	15	大山荒助
大島	10	藤沢和正
	12	松山浩幸